

商学部 AI・データサイエンス教育プログラム運営委員会設置要綱

2023年2月22日教授会制定

(設置)

第1条 「商学部 AI・データサイエンス教育プログラム (ビジネス応用基礎)」について、その内容を不断に見直し、自己点検・評価を行い、プログラムを改善・進化させることを通じて教育の質・履修者数を向上させるため、商学部 AI・データサイエンス教育プログラム運営委員会 (以下「委員会」という) を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 商学部 AI・データサイエンス教育プログラム (ビジネス応用基礎) の改善・進化のための検討を行い、その結果を教学委員会に報告すること。
- (2) 商学部 AI・データサイエンス教育プログラム (ビジネス応用基礎) の自己点検・評価を行い、その結果を教学委員会に報告すること。
- (3) その他必要な事項。

(委員)

第3条 委員会は、委員4名程度で構成する。

- 2 委員は、AI・データサイエンス教育に関する優れた識見を有する商学部専任教員等から委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、教務センターにおいて処理する。

(雑則)

第 7 条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。